

静岡県がんセンター局管理規程第4号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年6月6日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程

(静岡県がんセンター局職員就業規程の一部改正)

第1条 静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から9月まで(ただし、第8条の規定により週休日が定められた職員にあつては6月から10月まで)の期間内における5日以内で必要と認める期間</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>(非常勤職員の労働条件)</p> <p>第67条 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則13—99）第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から12月までの期間内における5日以内で必要と認める期間</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>(非常勤職員の労働条件)</p> <p>第67条 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年静岡県人事委員会規則13—99）第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時</p>

<p>間」に、第10条第1項第4号中「9月」とあるのは、「<u>10月</u>」(ただし、<u>第8条の規定により週休日が定められた職員と同等の勤務形態の職員に限る。</u>)と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>間」に、第10条第1項第4号中「9月」とあるのは、「<u>12月</u>」に読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県がんセンター局職員就業規程(平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から<u>12月</u>までの期間内における5日以内で必要と認める期間</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>(非常勤職員の労働条件)</p> <p>第67条 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年静岡県人事委員会規則13—99)第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時間」に、第10条第1項第4号中「9月」とあ</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第30条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 夏季における場合にあつては、一の年の6月から<u>9月</u>まで(ただし、<u>第8条の規定により週休日が定められた職員にあつては6月から10月まで</u>)の期間内における5日以内で必要と認める期間</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(22) (略)</p> <p>(非常勤職員の労働条件)</p> <p>第67条 第24条から第27条までに定めるもののほか、非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年静岡県人事委員会規則13—99)第9条第6項中「1日又は1時間」とあるのは「1日、半日又は1時間」に、第10条第1項第4号中「9月」とあ</p>

るのは、「12月」に読み替えるものとする。

2 (略)

るのは、「10月」（ただし、第8条の規定により週休日が定められた職員と同等の勤務形態の職員に限る。）に読み替えるものとする。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第1条の規定 令和5年6月1日
- (2) 第2条の規定 令和6年1月1日